

訴 状

平成20年7月28日

水戸地方裁判所 民事部 御中

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金 8 8 0 万円

貼用印紙額 金 万 円

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり。

原告兩名訴訟代理人

弁護士 工藤一彦

弁護士 高木一嘉

請求の趣旨

1. 被告は、原告村中知子に対し、金 5 5 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 2. 被告は、原告館山豊に対し、金 3 3 0 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。
 3. 訴訟費用は、いずれも被告の負担とする。
- との判決、並びに、仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第1. 当事者

1. 原告村中知子（以下「原告村中」という）は、昭和50年に東北大学教育学部助手として採用され、昭和54年に茨城大学に転出し、平成元年から現在に至るまで同大学人文学部教授を務めている。平成16年に茨城大学が国立大学法人茨城大学(以下、「茨城大学」という))に移行したことに伴い、原告村中は同大学の職員となったが、同年9月1日から平成19年3月31日まで同大学の理事を務めるとともに、茨城大学の教育担当副学長の職にあった。また、原告村中は、茨城大学に置かれているハラスメント防止委員会の委員であり、かつ同大学ハラスメント対策委員会の委員長職にもあった。
2. 原告館山豊（以下「原告館山」という）は、
3. 被告田中重博（以下「被告田中」という）は、茨城大学の職員であり、平成16年8月から同大学人文学部学部長の職にあり、また同大学ハラスメント防止委員会の委員の職にもある。

第2. 本件裁判の概要

1. 原告らはいずれも現在、国立大学法人茨城大学の人文学部教授であり、被告は同大学人文学部学部長の職にある者である。被告は、同学部長の職に就任した平成16年7月頃から原告らに対して、それぞれ別々にハラスメントを継続的に加えて精神的な苦痛を与え、ないし社会的名誉を毀損したことによって、原告ら両名を鬱状態に陥らせたものである。
2. 被告によるハラスメント行為ないし名誉毀損行為の具体的特定を含めて、事件の概要を理解する便宜のために、各種の一覧表を活用する。本訴状に添付する一覧表は、次のとおりである。
 - ① 被告によるハラスメントないし名誉毀損行為につき原告毎に「ハラスメント言動一覧表」を用意した。

これにより、被告による原告両名に対する個別のハラスメント行為ないし名誉毀損行為を具体的に特定する。同一覧表には、原告村中に対するハラスメントないし名誉毀損行為については1項から14項、原告館山に対するハラスメントについては1項から12項をそれぞれ表記してある。

〔本訴状および今後の準備書面における表記方法〕

被告による原告村中へのハラスメント全体を指し示すときや被告による原告館山へのハラスメント全体を指し示すときは、以下、単に「本件ハラスメント」といい、個々別々の特定のハラスメントを指し示すときは、以下、「原告村中へのハラスメント言動1項」「原告館山へのハラスメント言動1項」などと表記する。

② 「時系列一覧表」

茨城大学内で発生した各種事件を背景として、本件ハラスメントがなされたことにより、本件ハラスメントを含めて、茨城大学内で発生した事件の概要を時系列に従い、整理したものである。上記事件の内容も「時系列一覧表」に解説してある。

③ 「組織図」

本件ハラスメント等を理解する上で必要な茨城大学の組織図である。

第3. 被告によるハラスメントないし名誉毀損行為について

1. 被告が原告両名に対して個別にハラスメント行為ないし名誉毀損行為を行った期間および日時、並びに、被告によるハラスメントないし名誉毀損行為の具体的な言動は、「ハラスメント言動一覧表」に特定したとおりである。

前述のとおり、原告村中に対するハラスメントについては同一覧表1項から14項、原告館山に対するハラスメントについては同一覧表1項から12項に特定してある。

2. 本件ハラスメントは、「アカデミックハラスメント」と称されているものに該

当する。「アカデミックハラスメント」とは、一般的には、教育研究の場で権

力を利用した嫌がらせであり、研究意欲をそぐ「研究阻害型」、研究成果などを盗用する「研究搾取型」、相手に身体的・精神的な苦痛や障害を与える「権力濫用型」などがあるが、本件ハラスメントは、いずれも「権力濫用型」である。すなわち、被告は、平成14年8月に茨城大学人文学部学部長に就任する否や、学部長の地位や権力を濫用ないし越権し、「組織図」に記載した各地位・役職にあった原告らに対して、本件ハラスメントを加えたものである。

原告村中は、被告から本件ハラスメントを加えられた期間中、茨城大学人副学長の職にあった者であるが、被告が人文学部長という職・権力を利用して精神的な苦痛を与えているので、この場合にも「アカデミックハラスメント」中の「権力濫用型」に該当する。

3. また、「時系列一覧表」には、必要に応じて、根拠規則や被告の行為の法的評価

価などについて、必要最小限度にわたってコメントしている。これにより、被告の行為や要求が人文学部学部長の職務を逸脱した不当なものであることを明らかにしている。

第4. 本件ハラスメントによる被害と損害評価額について

1. 原告村中について

- (1) 原告村中は、被告による本件ハラスメントの攻撃を受けたこと、ないし名誉毀損行為により、被告と顔を合わせることが極度の苦痛となり、被告との面談を余儀なくされる会議などに参加することが予定されていたときは、その日の前から気分がすぐれなくなり、体調不良に陥った。

原告村中は、平成19年2月9日について「抑うつ、不眠、動悸他心身不調」を主訴し、南池袋クリニックに通院した。同年3月27日には同クリニックにより「自律神経失調症」と診断され、4月末日頃まで休業加療の必要があると診断されている。

- (2) 原告村中は、上記平成19年2月9日に通院した後、2月から4月一杯まで茨城大学での役職を休業し、その間の3月 日には、極度の体調不良

を理由として副学長の職を自ら辞職せざるを得なくなった。

- (3) 以上は、被告による本件ハラスメントが執拗に継続的に加えられたことによる身体等に現れた具体的な被害である。

2. 原告館山について

原告館山については、通院した事実こそないものの、原告村中と同様に被告による本件ハラスメントの攻撃を受けたことによって、被告と顔を合わせることが極度の苦痛となり、被告との面談を余儀なくされる会議などに参加することが予定されていたときは、その日の前から気分がすぐれなくなり、体調不良に陥った。その被害の程度は、原告村中と同様である。

3. 損害評価について

- (1) 原告村中、原告館山のいずれにおいても、長期間に亘り、執拗なハラスメントを継続的に受けてきたことによる精神的苦痛は同程度であるが、特に原告村中は公然と名誉を毀損され、かつ通院・休職を余儀なくされたことから、その苦痛に対する慰謝および名誉毀損の損害に対する賠償金としては金500万円が相当である。原告館山については、慰謝料金300万円が相当である。

- (2) 弁護士費用

上記各損害金額の1割が相当である。すなわち、原告村中に関する弁護士費用は金50万円、原告館山に関する弁護士費用は金30万円が本件ハラスメントと因果関係のある損害である。

4. 結論

以上の次第で、

- (1) 原告村中は被告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任に基づき、金550万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを請求する。
- (2) また、原告館山は被告に対し、不法行為に基づく損害賠償責任に基づき、金330万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年5%の割合による遅延損害金の支払いを請求する。

添付書類

一覧表各種(原告各人毎のハラスメント言動一覧表、同時系列一覧表、組織図)

訴訟委任状 2 通

以上

当事者目録

〒302 茨城県守谷市みずき野6-37-1
0121 原告 村中知子

〒310 茨城県水戸市曙町8-13
0046 原告 館山 豊

(送達場所)

〒105 東京都港区虎ノ門2-5-4 末広ビル7階
森の風法律事務所 電 話 03(5521)1733
FAX 03(5521)1734
原告両名訴訟代理人 弁護士 工藤一彦

〒105 東京都港区新橋一丁目16番6号新橋柳屋ビル4階
0004 高木一嘉法律事務所 電 話 03(3580)5831
FAX 03(3580)5687
原告両名訴訟代理人 弁護士 高木一嘉

〒 3 1 0 茨城県水戸市文京 2 - 1 - 1
0 9 0 3 被 告 田中重博